

掲載頁	現行（令和7年度）	改定（令和8年度）	コメント
5頁 7. 燃料費 1) 試行的取組（能力補正型）の場合	<p>ただし、現行基準で積算する場合に運転時間が8時間とならない場合（例：浚渫船と揚土船の施工能力の関係から運転時間が8時間とならない場合）は、下記算定式を用いて運転1日当り燃料消費量を算定するものとする。</p> <p>試行的取組（能力補正型）に用いる運転1日当り燃料消費量                      = 現行基準の運転1日当り燃料消費量 × （現行基準で積算する場合の日当り運転時間 / 試行的取組積算要領で積算する場合の日当り運転時間） （小数1位四捨五入）</p>	<p>ただし、現行基準で積算する場合に運転時間が8時間とならない場合（例：浚渫船と揚土船の施工能力の関係から運転時間が8時間とならない場合）は、<b>能力補正型においても1日当りの燃料費を現行基準と同等とすることから、試行的取組（能力補正型）に用いる運転1日当りの燃料消費量は、現行基準の運転1時間当りの燃料消費量に、現行基準で積算する場合の日当り運転時間を乗じて算定するものとする。</b></p> <p>試行的取組（能力補正型）に用いる運転1日当り燃料消費量                      = 現行基準の運転<b>1時間</b>当り燃料消費量 × 現行基準で積算する場合の日当り運転時間 （小数1位四捨五入）</p>	記載の修正
1、4、5頁 （13箇所）	1日当たり	1日当たり	記載の統一